

各中学校区の検討課題と対応案



「弘前市立小・中学校の教育改革に関する基本方針」に基づき、弘前市立の各中学校区におけるそれぞれの課題を解決するため具体的な方向性（たたき台）を「検討課題と対応案」としてまとめました。

学校・家庭・地域・行政が課題を共有しながら、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するための議論を具体的に進めていくために、教育委員会の考えを整理したもので、対応案は決定したものではありません。

子どもたちの教育環境について話し合いましょう。

平成27年8月
弘前市教育委員会

【目次】

はじめに-----	1
事業の進め方-----	2
「実施計画」策定までのロードマップ-----	3
対応案のポイント-----	4
検討課題と対応案の見方-----	4
全中学校区共通の検討課題と対応案-----	5
各中学校区の個別の検討課題と対応案-----	7
1 裾野中学校区-----	8
2 新和中学校区-----	10
3 北辰中学校区-----	13
4 船沢中学校区-----	15
5 東目屋中学校区-----	18
6 第一中学校区-----	20
7 東中学校区-----	23
8 第二中学校区-----	26
9 第三中学校区-----	29
10 南中学校区-----	32
11 第四中学校区-----	35
12 第五中学校区-----	38
13 石川中学校区-----	41
14 津軽中学校区-----	43
15 常盤野中学校区-----	47
16 相馬中学校区-----	49
各中学校区の検討課題と対応案一覧-----	51

はじめに

弘前市教育委員会では、子どもたちの良好な教育環境を確保し、質の高い義務教育と活力ある教育活動を保障するために、「夢を育む独自の教育自立圏(中学校区)の形成」、「教育上望ましい集団活動が実践できる環境」、「安全・安心な環境」の三つの観点から、平成27年8月に「弘前市立小・中学校の教育改革に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。そして、この基本方針に掲げる教育環境を整えていくために、16中学校区におけるそれぞれの課題を解決するための具体的な方向性(検討のたたき台)として、「各中学校区の検討課題と対応案」(以下「検討課題と対応案」という。)を作成しました。

今後、この検討課題と対応案を基に、中学校区ごとに具体的に話し合いを進めながら、皆さんと一緒に子どもたちの教育環境について考え、取り組んでいきたいと考えています。

～基本方針の骨子(抜粋)～

夢を育む独自の教育自立圏(中学校区)を形成します。

子どもたちが夢や希望に向かって主体的に一貫して学び続けられるように、中学校区を基盤とした教育自立圏を構築形成します。

教育自立圏中学校区においては、「義務教育9年間を貫く“学びと育ち”の環境づくり」と「地域とともにある学校」の実現に向けて、郷土の歴史や文化・風土など独自の教育風土や教育資源を生かしながら自立的で持続可能な学校づくりを推進します。そのため、教育自立圏中学校区内の教育機能の強化に向けて、小中一貫教育システムや学校支援システムの構築を図ります。

また、子どもたちが自己実現に向かう中で、お互いに尊重し合い、意欲的に学ぶことができるように、インクルーシブ教育やキャリア教育を一層充実させ、ICTの積極的な活用を図っていきます。

教育上望ましい集団活動が実践できる環境を整えます。

各学校において、適正な教職員数を確保し、子どもたちが集団の中で学ぶことができる教育環境を実現するために、小学校では1学級33人の少人数学級編制を維持しつつ学年1学級以上、中学校では学年2学級以上の学級数を目指し、あらゆる方策を講じます。なお、地域の事情や地理的条件等により、このような環境づくりが難しい学校については、保護者や地域と十分に話し合いながら、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備に努めます。

安全・安心な環境を整えます。

通学区域について生じている様々な課題について、保護者の意見や地域の実態を十分把握しながら解決の方策を探ります。その際は、通学路の安全の確保、通学に関する支援策、小・中学校の接続や地域の実情など様々な観点から総合的に検討し、必要に応じて見直します。

また、校舎の老朽化については、危険箇所を優先的に進めるとともに、ファシリティマネジメントの考え方も踏まえながら学校施設の長寿命化などに努めます。

事業の進め方

事業の進め方については、この検討課題と対応案をたたき台として、全 16 中学校区における第3回地域意見交換会の開催や学校への意見聴取などでの意見や提案を参考にしながら、中学校区ごとの「実施計画」を策定します。

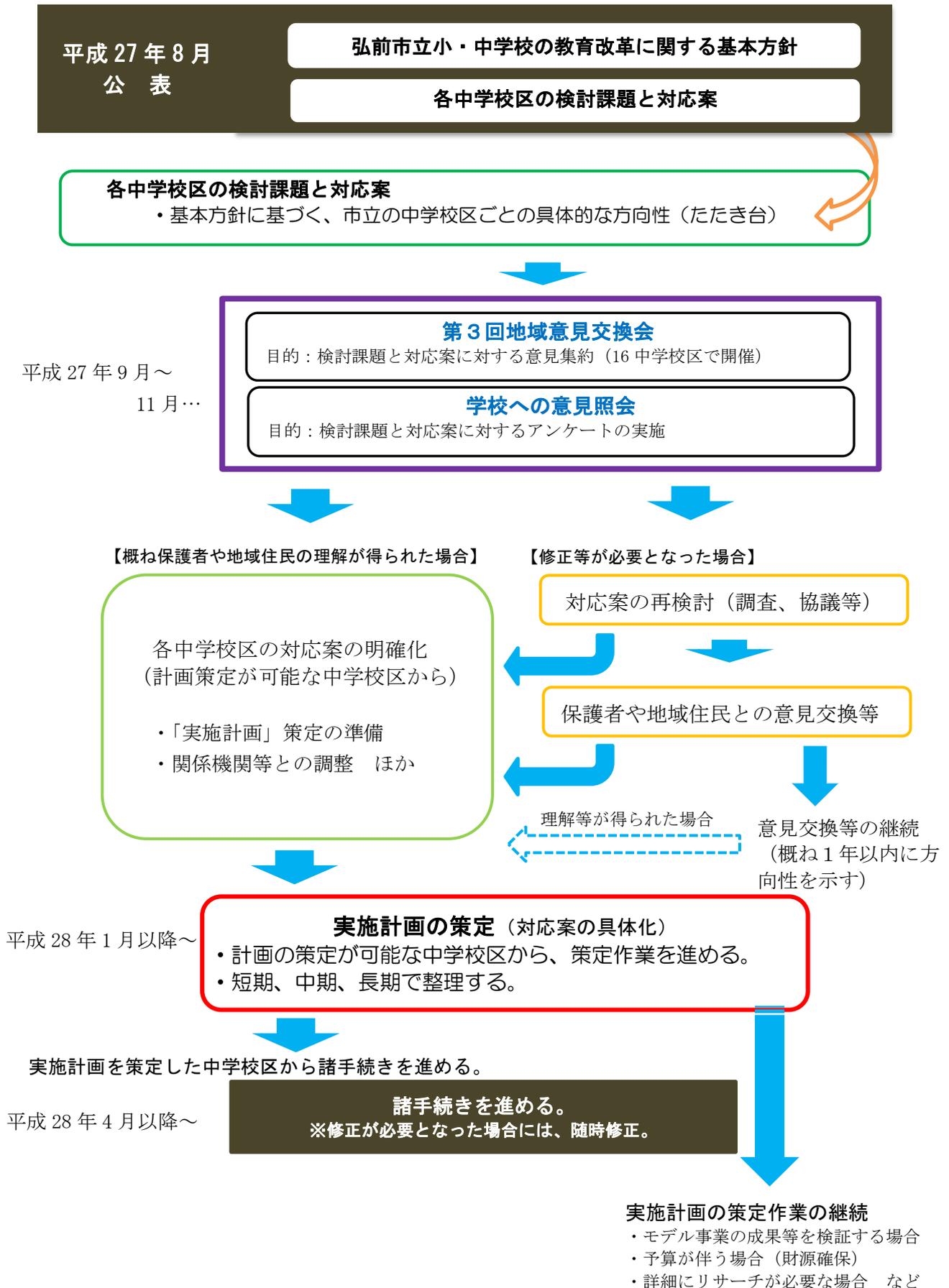
- 検討課題と対応案…各中学校区の課題を解決するための具体的な方向性（たたき台）
- 実施計画…各中学校区での具体的な事業内容やスケジュールなど

対応案については、概ね保護者や地域住民の理解や協力が得られるものと教育委員会が判断したときに、具体的な事業の進め方、スケジュール、事業内容などの計画を示した「実施計画」の策定作業に入ります。そして、この実施計画に基づき、必要な手続きや事業を開始します。策定した実施計画は、関係する中学校区に示すとともに、必要に応じて意見聴取などを行います。

なお、保護者や地域住民と十分に時間をかけて話し合うことが必要な場合や、策定作業の過程で国や県の動向により検討課題の内容を見直しすることも想定されます。このように、実施計画の策定まで時間を要する場合には、対応案の内容について再検討や意見交換を重ね、概ね1年以内には、方向性を示していきたいと考えています。



～「実施計画」策定までのロードマップ～



対応案のポイント

対応案のポイントは次のとおりです。

- 中学校区を基盤とした教育自立圏の形成に向けて、小中一貫教育システム及び学校支援システムの構築を全市的に取り組みます。【短期】
- 全教室へ弘前式ICT3点セット（教員用タブレット端末・実物投影機・電子黒板機能付きプロジェクター）を導入し、ICTの活用による授業づくりを進めます。【短期・中期】
- 基本方針に基づき、一定の集団規模による教育環境を確保するために、一部の小学校では統合を検討します。【短期】
- 通学時の安全や通学距離を考慮し、通学区域（学区）の見直しを検討します。【短期】

検討課題と対応案の見方

- 各中学校区の検討課題と対応案は、16中学校区で整理しています。
- 児童生徒数については、平成27年5月1日現在の人数です。
また、平成28年度以降の推計については、平成27年5月1日現在の住民基本台帳と学齢簿を基に、これまでの弘前市立小・中学校以外の学校への転出状況などを総合的に勘案し、平成33年度まで推計しています。
- 検討課題と対応案の検討を開始する期間を「短期」、「中期」、「長期」の三つに分類します。
検討にあたっては、最新の情報や社会情勢を見極めながら進めますが、特に「長期」に分類した課題については、その時点での最新の情報や情勢を把握しながら、対応案についての検討を進めていきます。
また、現在、児童生徒数の急激な減少や新たな教育システムの導入などにより、対応案を見直す必要がある場合には、柔軟に対応しながら、教育環境の確保に努めていきます。

～検討期間～

区分	課 題
短期	3年以内に検討する課題
中期	6年以内に検討する課題
長期	長期的視点から今後検討する課題